長与町農業委員会会議録

平成３１年４月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成３１年４月農業委員会総会

１．　日時　　平成３１年４月２５日（木）　　１５時００分から１６時４０分

２．　場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　６番　中村　栄治　　７番　坂本　謙二

８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

５番　梶尾　厚

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主事　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、総会の開催に先立ち報告いたします。平成３１年４月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、１２名全員の出席であることを報告致します。農地利用最適化推進委員さんは、７人出席でございます。

本日の欠席者は、梶尾厚農地利用最適化推進委員のお１人です。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　皆さん、こんにちは。新年度になりまして、まだ平成の３１年度というのか、令和元年度というのか、ちょうどあいなかになりますけれども、今日は新しい年度から会議を始めていきたいと思います。

今日の農業新聞がちょうど昼くらいに来たんですけれども、県下の事務局長の写真が載っておりました。うちの村田局長も県下初めての女性局長として農業新聞に載っておりますので、帰ってからお目通しいただければと思います。

（中略、人事異動による職員紹介）

今日は１５時から２時間～１時間半程度で会議を終了できればと思いますが、慎重審議をいただきたいと思います。（中略）

３月・４月から見ますと、雨が少なかったみたいで、やっと昨日・一昨日降りまして、みかんに対しても野菜に対しても非常にいいのではないかなという風に捉えております。今後来週くらいから雨も少し降るような状態で、お忙しい中、特にみかん・ぶどうは防除期なので、大変な時期ですけれども、今日は案件も少しありますし、報告事項もありますので、議事に入っていきたいと思います。

それでは、平成３１年４月の農業委員会総会を開催致します。始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。３番、崎山光子委員、４番、古立英明委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案農用地利用集積計画についてが４件。第２号議案では、第１号議案の４件目の案件に伴って、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが１件出されています。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。

それでは、第１号議案、農用地利用集積計画についての１件目を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。

それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田、１，７９２㎡。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物は、水稲です。期間は、令和元年５月１日から

令和６年４月３０日までの５年間です。年間の借賃は、年間、米〇〇ｋｇ。借賃の支払い方法は、毎年１０月頃自宅へ搬入とします。この利用権の設定は、平成２８年５月に新規契約を行っており今回、初めての更新です。

土地の所在ですが、６ページをお開き下さい。三根郷、〇〇踏切の付近になりますが、図のような場所が、申請地、三根郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中光夫推進委員。

推進委員３　番　　４月１６日の午前中に、現地確認を行いました。継続ということで、すでに今年度の作付けの準備をされておられました。綺麗に手入れされておりますので、問題ないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

２番、柳原厚志委員。

２　番　　（借主）はだいたい今６反くらいを耕作されており、今度借りられて、けっこう広く８反くらいになりますかね。だいたい、（借主）は自分の田んぼは全然持っておられない。全部借りて水稲を作られております。借りて４年くらいですかね、他の場所も借りておられますが、最初は全然田んぼは作ったことがなかったんですが、最近少しは作り方が上手になり、人並みに作ることができるようになっています。最初慣れないうちはなかなかできなかったが、今は本当にしっかりと作っていらっしゃいます。問題ないと思います。以上です。

議　長　　ありがとうございました。説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

１件目について先ほどの説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
次に、２件目に入ります。事務局から、説明をお願いします。

事務局　次に、７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、熊本市南区富合町（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。斉藤郷（地番）、畑、２，７４２㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は野菜です。期間は、令和元年５月１日から令和６年４月３０日までの５年間です。年間の借賃は、〇〇円。借賃の支払い方法は、毎年、年末に自宅へ納入とします。この利用権の設定は、平成２３年５月に新規契約を行っており今回、２回目の更新となります。
土地の所在ですが、９ページをお開き下さい。斉藤郷、（施設名）の付近になりますが、図のような場所が、申請地、斉藤郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本謙二推進委員。

推進委員７　番　４月１７日の午後から、村田局長、森係長、渡邉委員、私の４人で現地を確認いたしました。ここは継続なのですが、（借主）が代表で、何人かで農地を借りてらっしゃるみたいで、何人かが、全てで野菜を作っている土地でございます。継続ということで特に問題ないと思います。

議　長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
９番、渡邉章三委員。

９　番　坂本委員さんが言うとおり、特段変わりはないと思います。以上です。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。２件目について先ほどの説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
次に、３件目に入ります。事務局から、説明をお願いします。

事務局　　次に１０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権の設定をする土地は１筆です。岡郷（地番)、畑、１，６９３㎡。利用権の種類は、使用貸借権で、具体的な作物は、みかんです。期間は、令和元年５月１日から令和６年４月３０日までの５年間です。この利用権の設定は、平成１０年５月に新規契約を行っており今回、４回目の更新となります。
土地の所在ですが、１２ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線、(地域名）の上部、構造改善道路沿いの図のような場所が、申請地、岡郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
柳原弘推進委員。

推進委員
８　番　　４月１７日に村田局長、森係長、田中農業委員、私の４人で現地確認を行いました。
ここは、上がすぐ（借主）の土地があるんですが、ちょうどここはつながっているわけで、（貸主）が耕作しないということで、以前から（借主）がずっと継続でやっておられているということで問題ないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
６番、田中稔委員。

６　番　　先ほど、推進委員さんがご説明された通りですが、現場を見ても問題がないという状況ですので、別に問題はないと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。３件目について先ほどの説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
次に、冒頭申し上げましたとおり第１号議案の４件目並びに第２号議案の１件目の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について併せて審議することに致します。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　　次に１３ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階）。
利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、１筆です。岡郷（地番）、畑、２，５６３㎡です。利用権の種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地です。期間は、令和元年６月１０日から令和６年６月９日までの５年間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、使用貸借です。新規契約となります。
土地の所在ですが、１４ページをご覧下さい。岡郷、国道２０７号線沿いの〇〇バス停の上部で図のような場所が、申請地、岡（地番）となります。
次に第２号議案、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階）。
権利を設定する土地は、第１号議案の４件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
柳原弘推進委員。

推進委員
８　番　　４月１７日の午前中に現地確認を行いました。
振興公社の方に（貸主）が土地を貸すということですが、（貸主）は高齢で耕作ができないとのことで致し方ないことかと思っております。公社から借りる（借主）はみかん作りを非常に熱心にされている方で、少し土地が空いていれば、借りてでもいまだにみかんの木を植えております。そういう方ががんばってやるということですので、問題ないと思います。以上です。

議　長　　続いて、担当農業委員さんからお願いします。
６番、田中稔委員。

６　番　　ただいま推進委員さんが説明をされましたけれども、新規で中間管理機構にまず貸し付けるとのことで、事務局が誘導されたものということで、新規なのですが、これは中間管理機構にまず貸し付けをする、それを新しい方が新規に借りるという問題です。私は、こういう風に中間管理機構に誘導するのは、事務局の役目だなとつくづく今度は思いました。これからもそういう問題が出てきた場合は、なるだけ中間管理機構を利用してください、ということで事務局はそういう風に方向を向けていただければと思っています。以上です。

議　長　　ありがとうございました。この件について、貸し借りも含めてですが、ご意見・質問はありませんか。
９番、渡邉委員さん、お願いします。

９　番　　貸し借りについては別段問題ないと思います。現地も剪定などそういうものもしておりました。ちょっと気になったのが、ここの地図に出ている貯蔵庫。そこの脇にあるコンテナが２００くらい置いてある。こういう物も一緒に借りられるのかなと思いまして。

６　番　　私からお答えします。貯蔵庫は（貸主）本人がまだ利用されるわけです。（借主）が借用されたわけではないのです。そのまま（貸主）の物ですから、（貸主）がそのまま使います。以上です。

議　長　　小屋とセットみたいに見えますけど、他のところからも持ってきてそこの貯蔵庫に入れるということになるんでしょうね。そういうことでご理解いただければと思います。
　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
　まず、第１号議案の４件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。続いて、第２号議案の３ページの意見書に『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを第１号議案の４件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否を取ります。第１号議案の４件目並びに第２号議案の案件について『意見なし』の農業委員の方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告することに致します。
　次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成３１年４月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会４月総会を閉会します。